

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

一般社団法人 東京都トラック協会 会長 殿

関東運輸局自動車交通部長

新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を
踏まえた措置について（要請）

標記について、国土交通省自動車局より別添のとおり令和2年4月17日付け
事務連絡を所管関係団体あて発出しましたので、その旨了知されるとともに、貴
協会傘下会員あて周知して頂きますようお願い致します。

各 位

国土交通省自動車局

新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を
踏まえた措置について（要請）

貴団体におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

第29回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月16日開催）におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が改訂され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました（別添1・2）。

さらに、内閣総理大臣より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言があり（別添3）、第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（4月17日開催）において、人の移動の最小化、接触機会の削減、公共交通や物流の機能維持等について、国土交通大臣より発言がございました（別添4）。

つきましては、貴団体より貴傘下会員に対して、新たな「基本的対処方針」について周知徹底を図っていただくとともに、必要な対応を行っていただくよう依頼方お願いいたします。特に、国土交通大臣指示のうち、テレワークの推進及び公共交通や物流の機能維持については、以下のとおり対応をお願いいたします。

（1）テレワークの推進

特定警戒都道府県※における貴傘下会員に対し、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請をお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における貴傘下会員に対しては、各都道府県の知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請をお願いいたします。

(2) 公共交通や物流の機能の維持

「基本的対処方針」においては、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」(三.(3)⑬)とされており、同方針の別添においては、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として貴団体にも関係する事業について例示されております。

同方針に基づき、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

※特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

(別添1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更 (政府対策本部長公示)

(別添2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年4月16日変更)

(別添3) 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部内閣総理大臣発言

(別添4) 第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣発言

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 2 年 4 月 16 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

28

16

& *

& (

' %

%(

%)

